

13 環境省(地域再生 非予算)

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	補足資料	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称	
1320010	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	なし	なし	C		木質バイオマスを含めた循環資源の利用及び処分については、循環型社会形成推進基本法において、その再利用、再生利用及び熱回収(サーマルリサイクル)の順に優先的に実施することを原則として、環境への負荷の低減の観点から、個々の状況に即してより適切な方法を選択することとしている。 しかしながら、御提案のとおり、一律にサーマルリサイクルを義務付ける場合には、木質バイオマスの堆肥化等、サーマルリサイクル以外の手法による資源の有効活用の余地を失わせることとなること その結果、焼却手法に伴うCO <sub>2</sub> の発生等の点で、環境への負荷を過度に増大させる場合も考えられること 等から、状況に即して環境負荷を最も低減させる手法を選択することが不可能となり、循環型社会の形成の趣旨に照らし、不相当であると考えられる。				C	-	「カーボン・ニュートラル」という概念によれば、バイオマスの燃焼により放出されるCO <sub>2</sub> は生物の成長過程で光合成により大気中から吸収したCO <sub>2</sub> であることから、バイオマスは現在のライフスタイルの中では大気中のCO <sub>2</sub> を増加させないという特性があることである。 一方、貴省からの回答のうち「によれば、サーマルリサイクルでは、焼却手法に伴うCO <sub>2</sub> の発生等の点で、環境への負荷を過度に増大させる場合も考えられる」とのことであるが、具体的にどのような場合を想定しているのか回答された。								1175	11752010	バイオマスはH14年に「新エネルギー」として法的に認知されているが、縦割り行政が障害となり、「一般廃棄物」に指定されている未利用副産物(松食虫対策による林地残材含む)・剪定枝(公園・街路樹など)・ダム・災害流木・パレット・木箱などがエネルギーとして活用されず単焼却されている。又、森林整備の際に発生する未利用林地残材も併せて「新緑資源」として優先有効利用を義務づけを要望するものである。 *松食虫はサーマル処理であれば確実に死滅する	「サーマルリサイクル」に利用することが明確であり、幅かつ半径100km以内で発生する木(木)に日本木質バイオマス(林地残材・製材工場・街路樹など)・ダム・災害流木・パレット・木箱などがエネルギーとして活用されず単焼却されている。又、森林整備の際に発生する未利用林地残材も併せて「新緑資源」として優先有効利用を義務づけを要望するものである。	日本樹木リサイクル協会、樹木リサイクルプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想
1320020	地方で策定する各種計画の事前協議制の廃止	「自然公園法第66条第1項 都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について(平成13年4月27日環自国第194号 各都道府県知事宛 自然環境局長通知)1(8)	自然公園法第66条に基づき、都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする際には、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。	E・C		本規定は、自然公園法を所管する環境省との協議を定める性質のものではなく、特別地域の指定によって規制を受けることとなるその他の行政を担当する「国の関係地方行政機関」との協議を求めているものである。したがって、都道府県立自然公園の計画は、国が作成する上位計画に基づき策定されるものではない。(「事業承認」) なお、都道府県立自然公園同様、環境省が国立・国定公園の指定等を行う際にも、自然公園の円滑な運営を期すためにその他公益との調整を行っているが、必要な規定である。(「C:地域再生として対応不可」)		無	E	-	環境省は、「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成に当たっては、「国立公園の公園計画作成要領等について(通知)」を参考に、各都道府県ごとに要領を定め実施することが望ましい」と通知によって技術的助言をしているが、指定及び計画の作成に当たり、環境省への協議は求めている。法により協議を求めているのは、特別地域等の指定によって規制を受けることとなるその他の行政機関であり、それらの行政の円滑な実施を図る観点から法律の規定による協議調整が行われることは当然であると考えられる。	地方分権改革の趣旨から考えると、現行法令上で規定されている(環境省以外の)関係機関との調整は、法律に規定するまでもなく、計画策定主体である各地方公共団体の判断で行われることが当然であると考えられる。 地方分権改革の推進という観点からも、各地方公共団体の判断で協議等が実施できる体制整備を御検討いただきたい。	無	C		1267	12672170	地方公共団体が策定する各種計画は、国・県が策定する上位計画に則して策定することが個別法上義務付けられているので、必要以上の国等の関与を排除することは提案する。	国や県に対する事前協議や同意の手続きが廃止されることにより、必要以上の関与が排除され、各基礎自治体での自主的、協力的な取組みが可能となる。	広島県	分権ひろしま活性化プラン				